

ビッグバンと競争政策

1. 規制緩和によって必然となる競争政策の徹底

日本版ビッグバンに向けた答申が出揃い、わが国金融・資本市場の大改革の全貌がほぼ明らかになった。しかし、十分な方針がまだ打ちだされていない重大な分野が残されている。それは、金融・資本市場における競争政策の徹底である。

世界の各国において、様々な政府規制や産業政策が見直されていき、公的介入が縮小に向かってきたが、その一方で、競争政策、すなわち本来の意味での競争を促進することにおいて、行政の果たす役割はむしろ高まってきた。民間企業の自由な創意工夫が発揮される時代になっていくなかで、企業間の競争を規律づけるルールの必要性が認識されているわけである。そもそも、企業の行動を政府の規制や介入から単純に解放しても、弱肉強食の競争の結果、あるいはその過程において、独占的な行動が跋扈するような状況になるならば、規制緩和が目的とした経済の発展や消費者利益の拡大は実現できない。

従って、日本が、金融・資本市場分野においてビッグバンの掛け声のもと、大胆な規制緩和を展開するのは良いが、これによって独占的な行動の問題が拡大し、公正な競争の促進につながらないようでは問題である。単純な例をあげれば、各種手数料を自由化しても、これによってプレイヤーが独占的な価格設定をすることも自由化されるのであれば、消費者余剰は固定手数料制の時代よりも減少するおそれすらある。護送船団体制が崩壊して始まる競争が不公正なものなら、ビッグバンは失敗する。

ビッグバン宣言の「フリー」を規制緩和とすれば、公正な競争の実現は、「フェア」という理念に盛り込まれていると考えることもできる。しかし、例えば証券取引審議会の答申を見ると、「フェア」に相当する部分は、インサイダー取引などの行為規制違反の罰則強化、検査・監視・処分体制の充実・強化など、プレイヤーのインテグリティに関わる議論、そしてディスクロージャーの充実の議論に終始している観がある。

ビッグバンの三審議会がこうした状況であるため、期待されるのは、本年3月に閣議決定された規制緩和推進計画で明確に盛り込まれた「競争政策の積極的展開」の進展状況である。ここでは、独禁法違反への厳正な対応、規制緩和に対して競争政策の観点からの調査・提言、競争制限的な行政指導の抑止、民規制とも呼ばれる競争制限的な民間慣行の是正の他、98年3月までに独占禁止法の適用除外の廃止ないし見直しに関して具体的結論を打ち出す予定である。

この動きには、ビッグバン三審議会並みの注目が本来寄せられるべきであるが、現実

はマスコミ等の関心もそれほどでもないせいか、どういう議論の段階に今あるのか伝わってこない。ビッグバンの議論とは別個の、公正取引委員会の政策全般の論議として位置づけられているようでは問題である。競争政策の徹底は、ビッグバンによる規制緩和と強く関連づけられて論じられるべきであり、両者は対をなすべき政策とあってよい。さらに、後述するように、競争政策は、公正取引委員会だけの問題ではなく、金融行政、証券行政そのものにおいても、一つの柱として打ちだしておかしくないものなのである。

2. 金融業の競争政策が重要となる理由

一般に競争政策は、企業同士の競争過程の規制と市場構造の規制に分かれ、前者は、企業間の協調行動（カルテルなど）の抑制と企業間の対抗関係（排他行為などの不公正な競争方法）の抑制からなる。後者は、市場集中を阻止するための合併規制などである。今後、ビッグバンが進展する中で競争政策が重視されるべき理由は、まさに、これらそれぞれの問題への対応が、要求される環境が金融業において生まれてくるからである。

1) 護送船団の慣性への対応（協調行動の抑制）

日本の金融行政、自主規制機関、そして金融機関とその顧客など、全ての参加者は、何十年ものあいだ護送船団体制の中に浸りきっていたのであり、この訣別を決意したといっても、その慣性がしばし働き続ける可能性がある。

護送船団体制は、ある意味で、カルテルを容認してきたシステムと言える。新規参入は事実上極めて困難であったし、金利や各種手数料が政策的に固定されてきたからである。今回、特に証券ビッグバンでは、免許制から原則登録制への移行に示されるように、新規参入を円滑化する姿勢が明確化され、また委託手数料の完全自由化が打ちだされたことによって、問題は改善に向かう。

しかし、これ以外にも、各種のカルテル的な取り決めや慣習が、多々残っていると見られ、これを競争政策の観点から改善していかなければ、規制を緩和したからといって、本来の競争はなかなか展開されない。CD 発行レート、プライムレート、短資市場の手数料、リボルビング手数料、送金手数料など、一部を除き一律の設定が目立つ部分がある。

業界として何らかの取り決めをする傾向も強い。しかし、これは競争政策が貫徹されれば、カルテル的な協調的行動とみなされかねない場合もありえよう。全銀協などの業界団体の力は強い。証券界の場合、こうした業界としての取り決めが、証券業協会や証券取引所といった自主規制機関によってなされることが多い。現状、これらの自主規制機関は独占禁止法の適用除外となっている。しかし、先述の通り、規制緩和推進計画の一環として、独占禁止法適用除外法の見直しが98年3月までになされる。その行方は、現状見えてこないが、少なくとも今後は、協会の各種の活動や取り決めが自主規制機関としての本来の目

的に沿ったものに厳しく限定され、競争抑制的効果を持つカルテル的な取り決めなどが行われることのないよう、十分注意していくことが必要となろう。

2) 競争活発化のなかで生じうる不公正取引への対応（不公正な競争方法の規制）

逆に、これから競争が活発化していく結果、従来の護送船団体制の下では、あまり問題とならなかった各種の不公正取引が表面化していく懸念もある。金融界は、本来の競争に慣れていないため、何が正当なゲームのルールなのか、十分理解されていないおそれがある。そもそも独占禁止法や競争政策に対する関心は、非常に薄い産業であったといわざるをえない。

そこで、不当廉売や差別価格、排他取引、取引拒絶、抱き合わせ取引といったあらゆる不公正取引が、その違法性の認識も薄いまま展開される可能性がある。

この点に関しては、株式保有、貸出、人材派遣等を通じて、企業に大きな力を持ちえ、また、各種の情報上も優位な立場にあるわが国銀行の行動のあり方に、注意が払われるべきである。既に銀行系証券子会社のファイアーウォール違反が、問題となっているが、ファイアーウォール規制は、証券業界保護のための申し合わせ程度のものであり、いずれ撤廃されるべきものという主張すら聞かれる。しかし、少なくともその一部は、競争政策としての効果を持つものであり、後述する通り、今後明示的に法規化していくことが望ましいものなのである。

また、ビッグバンを契機に日本での業務展開の拡大に意欲を燃やす外資系の業者が真剣に懸念するのは、外資系が導入する新たな試みに対し、大手の日本の金融機関が例えば、不当廉売とも言えるような低価格競争を展開し、外資系を駆逐してしまうことである。不当廉売の定義など難しい面もあるが、極力、日本経済や消費者の長期的な利益につながる競争が展開されるよう、競争政策上、重大な関心が払われるべきである。

3) 合併・提携など業界再編への対応（市場構造の規制）

競争の活発化の中で、金融機関の合併・提携などが、今後ますますダイナミックに展開されていく可能性がある。あるいは、銀行におけるペイオフの実施等で、破綻する機関も生じよう。合併や提携などは、競争に勝ち抜くための自由な企業を選択であり、また、破綻するプレイヤーが生じることをおそれては、護送船団体制に逆戻りになってしまう。しかし、競争政策の観点から注意が必要なのは、これらの結果として、プレイヤーの数が減少し、寡占的な問題が強まらないかどうか、という点である。

持株会社に関する議論においては、市場支配力のある持株会社グループが台頭しないよう配慮がなされている。しかしもちろん、金融持株会社においてのみ、市場構造の規制が問題になるのではなく、その他の合併、提携においても、同様の基準が適用されるべきである。もっとも、市場集中度などを問題とする場合、これを計測する上での適切な「市場」の範囲（relevant market）か、判断が困難な場合が多いことは言うまでもない。こうした点

は、一律のガイドラインを事前に網羅的に作り、これを機械的に適用するスタイルは、困難である。経済的分析や諸外国の先端の実例なども参考にしつつ、具体的なケースとその判断の積み重ね、その対外公表を通じて、対処していくのが現実的であろう。

なお、プレイヤーの数が過度に減少し、寡占が強まるような状況が生じる場合は、これが、不適切な行政や、何らかの不公正競争の結果の可能性ではないか、留意されるべきである。

3. ネットワーク産業としての金融業

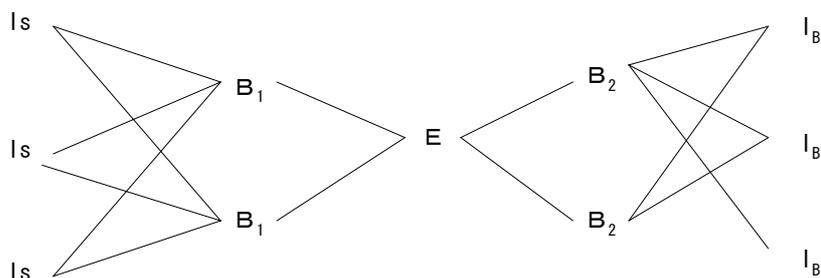
以上述べた競争政策の必要性は、主として、わが国の金融システムが、護送船団体制から自由競争体制に転換する中で、強調されるべき事項であった。しかし、こうしたやや特殊日本的な事情にとどまらず、世界を見渡しても、今日の金融業において、競争政策はますます重要になっている点にも留意すべきである。これは、情報テクノロジーの発達で、金融業がますますネットワーク産業としての色彩を強めているからである。

ネットワーク産業とは、あるサービスが、複数の主体のリンクによって提供される産業である。リンクとリンクの間は、ノード（node、節）によって結ばれている。例えば、下図 1 に示されるリンクとノードの関係は、様々なネットワーク産業に当てはめてみる事ができる。鉄道を経由した輸送サービス産業であれば、 I_b という主体が、荷物を B_1 駅に送れば、そこから中央の X 駅を通じて、別な地域の B_2 駅を経由し、最終的に I_s という主体の手に渡ることになる。通信産業であれば、 I_b のかけた電話が、市内の交換機から、中央の交換機、そして他の市内の交換機を経て、 I_s につながる

金融の分野で例をあげれば、この図は、例えば ATM ネットワークを使った送金を表すことができる。送金者は、家の近くの ATM である I_b で送金手続きをする。この情報は取引銀行のデータ処理センター B_1 を経て、全国銀行データシステム X で仕分けられ、送金先の銀行 B_2 に入金される。そして、受取人は近くの B_2 銀行の ATM である I_s でお金を引き出すことができるのである。

このネットワークは、証券取引のネットワークでもある。証券の買い手 I_b が証券会社 B_1 に買い注文を出し、証券会社 B_1 は取引所 X に発注する。この注文が、売り手 I_s が証券会社

図 1 ネットワーク産業の例



B₂を通じて出した注文とマッチし、取引が成立する。

もちろん、これ以外にも様々な形態のネットワークが考えられるし、ネットワーク産業は以上に示したものに止まらない。ただ、とりわけ金融サービス産業の分野は、コンピュータ・ネットワークを通じた取引の活発化の結果、ネットワーク産業という性格を従来以上に強めていると考えられる。

4. ネットワーク産業と競争政策

—ATM ネットワークと証券取引ネットワークのケース—

1) ネットワーク産業の競争政策が何故重要か

こうしたネットワーク産業に共通する一つの特徴は、少なくともある一定の容量の限界に達するまでは、ネットワークを使う人が増えれば増えるほど、そのネットワークを利用するメリットが高まることである。従って、一つのネットワークの利用が増えると、そのネットワークはさらに有利となり、やがて独占的なサービスになりかねない。

ネットワーク産業の第二の特徴は、一般に、ネットワーク構築に相当の固定コストが必要とされることである。このことは、第一の特徴と相まって、独占的ないし寡占的サービス提供者による市場支配が当然とみなされる傾向を生んできた。この場合、独占や寡占による価格面などの弊害を防ぐ上でも、こうした産業に対しては、公的な規制が様々な形で課せられたり、あるいはそもそも公的機関が運営する産業となってきたのである。

鉄道、通信、金融・証券等、全てこうした公的介入が強い産業であった。しかし、小さな政府の主張に象徴されるように、こうした公的介入自体の問題が指摘されるに至り、民営化や規制緩和が進展してきたのである¹。

この時問題になるのが、従来の独占的体制をどう競争的な姿に転換させていくかという点、そして、ネットワーク産業である故に、独占的サービス提供者による市場支配が生じやすいという問題にどう取り組むか、という点である。従って、規制緩和政策が競争政策と対となって進まなければならないのは、特にこうしたネットワーク産業においてなのである。

2) ATM ネットワークのケース

米国では、ネットワーク産業としての金融において、競争政策が発揮されている例がいくつもあるが、ここでは二つの分野をとりあげよう。一つは、ATM ネットワークの分野、もう一つは証券取引の分野である。

米国の場合、ATM ネットワークは、様々な銀行グループによって運営されている。全国

¹ White, J. Lawrence, "U.S. Public Policy Toward Network Industries", *Department of Economics Working Paper Series*, New York University, March 1996 参照。

規模のネットワークもあるが、銀行の州を超えた展開ができなかったこともあり、各地方ごとにネットワークが存在し、一定地域内でも複数のネットワークが競争を展開することも珍しくない。

そこで生じた競争政策上の問題は、多々あるが、例えば、小規模の ATM ネットワークが大規模のネットワークと接続し、利用可能地域を拡大させようという時に、これを大規模のネットワークが拒む問題がある。これに関しては、反トラスト法違反とされるケースが多い。ある一定市場において大きなシェアを占める ATM ネットワークは、市場にとって不可欠施設であり、これを他に利用させないことは、ATM の運営者による排他的取引行為（単独の取引拒絶）になるというのがこの理屈である（essential facility doctrine）。あるいは、ATM の運営者ではなく、その背後にいる銀行グループによる排他的取引なら、共同ボイコットとして当然違法行為(per se illegal)とみなされる場合もある。

また、 congromaritt の傘下にある貯蓄貸付組合が、ノンバンクの系列にあり、純然たる銀行ではないことが背景となって ATM ネットワークへの参加を拒否された問題も、排他的取引行為にあたるという訴訟が起こされ、和解を通じてネットワークの開放が実現している²。

3) 証券取引ネットワークのケース

証券取引の分野では、取引所を巡る反トラスト法の訴訟が、既に 1960 年代にいくつか起き、重要な制度改革につながった。すなわち、コンピュータこそ多用されていなかったものの、証券取引は、電話のネットワークを利用し、証券会社と証券取引所がノードとなって、投資家同士をリンクさせるネットワーク産業によって行われてきた。特に取引所は参加者が多いほど流動性が高まり、独占的になるというネットワーク産業ならではの特徴を發揮し、米国の場合、ニューヨーク証券取引所の地位が圧倒的になっていったわけである。これは、従来は自然独占と考えられ、独占禁止法の適用が問題とされることは無かった。取引所が 34 年法の下に原則登録され、SEC の監督を受けている存在であり、一般民間企業の独占のケースと同列に論じにくいということもあった。

しかし、60 年代に、取引所が市場外取引を阻止するため、会員に非会員業者との通信を禁止した措置を共同ボイコットと、司法省が判断したことから、取引所にも反トラスト法が適用されるという認識が広がった。その結果、固定手数料制を反トラスト法違反とする訴訟が何件か起き、これが 75 年のメイデーを機とした手数料自由化につながったのである。

同時に、情報テクノロジーを活用すれば、伝統的取引所以外の間でも取引を行うことが可能であり、また投資家保護上の問題も軽減できるという判断から、各種の市場は競争すべきという「市場間競争」の考えが法律上明文化されたのである（34 年法 11A）³。

² Baker, D. "Shared ATM networks-the antitrust dimension," *The Antitrust Bulletin*, Summer 1996 参照。

³ 以上の経緯に関しては、淵田康之「米国の株式取引制度の改革」『証券アナリストジャーナル』1997 年 2 月及び淵田康之『証券ビッグバン』日本経済新聞社、1997 年参照。

この他、取引所へのアクセスを公正なものにするための規定が、34年法に盛り込まれている。例えば、参加者への手数料のあり方や、新規会員の加入に関して公正であることが求められている（34年法 6(b)(4)、6(b)(2)、6(c)）。特に、資本力の基準を満たさないというような合理的理由なしに、市場へのアクセスを認めないことは禁じられる。また、反競争的な規則は定めてはならない（34年法 6(b)(8)）。同様な規制は、Nasdaq に対しても課せられている（34年法 15A(b)(5)、15A(b)(8)、15A(b)(9)）。

実際、アメリカン証券取引所が、競合相手である地方証券取引所のスペシャリストや第三市場のマーケットメーカーからの注文について、その注文回送システムを経由させないようにする提案を SEC に提出した際、SEC はその修正ないし撤回を求めた。また、いくつかの地方証券取引所が、投資家が電子的に注文を提出し、これを取引所の自動執行システムで成立させることを可能とすることを会員に対して禁じようとしたが、これに関しても SEC は、イノベティブな技術の利用を阻害しかねない計画であったと評している。

5. わが国競争政策の課題

1) 競争政策の観点からの金融制度論議の必要性

わが国の金融関係者に競争政策の観点が稀薄なことは、米国におけるこうした ATM ネットワークの問題や、取引所問題に相当する議論が起きていても、独禁法上の争点が表面化することがほとんどないことに象徴されよう。

ATM ネットワークに関しては、そもそも、米国のように様々なネットワークが競争するのではなく、業界団体ごとにネットワークが一つあるという体制自体が、競争抑制的な協調行動にも映る。そもそも業界団体とは何か、仮にそれが証券業協会のように自主規制機関であり、独禁法適用除外になっていたにしても、共通ネットワークの運営まで期待されるべき組織なのか、といった問題もあろう。

また昨今話題となった証券 ATM と銀行 ATM の接続の議論など、ネットワークへの参加や接続の問題でも、独禁法上の議論が、正面から取り上げられることが無かった。最近になってシティバンクの八城氏が、「95年でも日本で営業しているのに業界団体に入れないのは独占禁止法違反の疑いがある」、「団体の会員なら自動的に接続できる ATM 網がオープンではなく、接続するのに大変な労力がかかる」と発言しているのが、新鮮に響く程度である⁴。

証券取引審議会の答申の結果、手数料自由化に加え、取引所集中義務の撤廃が実現し、後者を受けて、わが国でも私設取引システムが設立しうることになる。しかし、これらの議論は、米国のメイデー、そして英国のビッグバンとも異なり、取引所の独禁法上の位置

⁴ 「民規制に独禁法を」日本経済新聞 1997年7月8日

づけを問題にした結果生じたのではなかった。この点は、取引所が独禁法適用除外となっているため、やむをえない面があった。今後、規制緩和推進計画の一環で、独禁法適用除外法が見直されれば、事後的には一応整合的な改革となる。

今後具体的に、取引所改革等を行っていく上では、従来とは異なり、競争政策の観点に十分配慮していくべきであろう。米国同様、取引所や証券業協会の規則などが公正な競争という観点から適切かどうか、常にチェックされるべきである。

米国の場合、イノベティブな私設取引システムの発達を後押しするために、取引所的機能を有しても、取引所の規制を機械的に適用しないという措置をとってきた点も注目される⁵。情報テクノロジーの発達の結果、図1で見たような形の証券取引ネットワーク以外にも、図2のように、既存の証券会社、取引所をそれぞれ必ずしも経由しなくても、証券の買い手と売り手が、容易に証券を売買できるようになっているのである。この時、既存の証券取引ネットワークは、やはりネットワーク外部性等で、現状のままでも、競争上優位にあるし、既存の取引所を前提とした規制をこうした新たなネットワークに課すことは、これらの存在自体を否定することになりかねないからである。

伝統的な証券会社や証券取引所を通じたネットワークは、いわば、国鉄の駅と電車を使わなければある地点から他の地点に荷物を送れなかった時代のものである。しかし、オートバイ、自動車、トラック、飛行機など様々な手段が可能となった段階で、国鉄の駅の管理規定や電車の運行規則などを、これらの新手段に適用するわけにはいかない。もちろん、国鉄に比べて道路は未整備で、信号も不足し、交通違反を取り締まる警察の数も不十分かもしれないが、これらの問題が全て十分なレベルになるまで、国鉄の利用以外認めなかったとすれば、20世紀の経済発展も、自動車の性能の発展もなかったであろう。自動車等との競争で電車の性能も鉄道のサービスも向上したのである⁶。

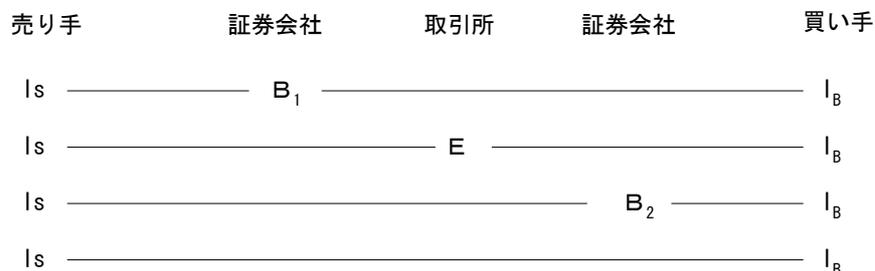
従って、わが国でも、取引所が証券取引において支配的な地位にあることに留意し、これに対する競争勢力の発展をサポートするような政策判断がとられてしかるべきである。

なお、複数の取引市場が存在する場合、透明性を確保するために、米国の全国市場システムにならない、各市場の価格情報、取引情報等の統合的公表をすべきという議論も今後展開されよう。この場合、米国でこれを担う機関は、前記の34年法11Aにおける、*securities information processor*としてSECへの登録を要求され、SECはこの組織が、特定のもののアクセスを拒否したりするなど、排他的な運営になっていないかをチェックする。すなわち、市場間競争を支えるインフラのあり方においても、競争政策的配慮が必要なのである。

⁵ 従来の米国の代替的取引システムに関する議論と考え方については、SEC Division of Market Regulation, *Market 2000: An Examination of Current Equity Market Developments*, 1994 参照。ただし、昨今、こうしたシステムによる取引が急拡大していることを背景に、SECは規制の見直しを検討している。これについては、淵田康之「電子取引システムをいかに規制するか」『資本市場クォーターリー』野村総合研究所、1997年夏号参照。

⁶ こうした新たなネットワークの登場に伴い検討すべき論点の整理は、淵田康之「コンピュータ・ネットワークと証券取引法」『ジュリスト』有斐閣、1997年8月1日～15日号参照。

図2 新しい証券取引ネットワーク



なお、図2のように、既存の金融仲介ネットワークでは想定されなかったネットワークが可能となっていくのは、証券取引の分野だけではない。従来、図1の例で述べたように、銀行のネットワークを使って送金や振り込みが行われているが、今後は、電子マネーやノンバンクのネットワークの発達等で、必ずしも、既存の銀行ネットワークを通じずとも金融取引が可能となっていこう。

この場合、取引所集中義務に相当するのは、為替業務は銀行以外は扱えないという議論になる。こうした規定が、旧来の技術をベースにした伝統的ネットワークをいたづらに保護し、新たなイノベーションを活用したネットワークの登場を抑制することにつながるよう、競争政策の観点から、今後のあり方が検討されていく必要がある。

2) 証券行政、銀行行政への競争政策の導入

上記の証券取引所等に関する議論に示されるように、米国においては、34年法自体に競争政策の観点が盛り込まれている。そもそも、SECはSEC自身の規則制定において、その規則が競争状況にどう影響するか、配慮することが求められているのである(34年法23(a))。これまでの例からも伺えるように、SECの現実の行政運営においても、競争政策の観点が強く打ちだされている。

銀行行政においても、競争政策の観点が盛り込まれている。すなわち、銀行持株会社法セクション106(b)は、銀行の競争制限的行為禁止のための特別規定である。これにより、銀行が顧客に対して関連証券会社と取引することを条件に融資など金融サービスを行う、あるいは顧客が競合する証券会社と取引しないことを条件に金融サービスを行うといったことは禁止される。

このように、競争政策を、単に独占禁止法を担当する行政機関(日本では公正取引委員会、米国では司法省反トラスト局と連邦取引委員会)や裁判所等に任せるのではなく、各業界の監督官庁のコミットメントを確実にする意味でも、証券取引法や金融持株会社法などに、何らかの規定を盛り込むことは検討に値するのではないかと。そもそも証券会社や銀行が公正な競争を展開していくことは、証券市場や銀行システムの健全な運営という、証

券行政や銀行行政の本来の目的の実現に不可欠なものと言え、他の機関のみにこれを任せ
てはいられないはずなのである。

3) 独占禁止法と公正取引委員会のあり方

同時に、独占禁止法や公正取引委員会のあり方も、改善の余地があろう。わが国の競争
政策は、1990年の日米構造協議を経て、独占禁止法の運用が強化され、改善に向かっているが、
なおも米国、EUのそれと比べて、以下のような問題が指摘されている⁷。

(1) 協調行動に対して

- ①カルテル規制に関して、独禁法の適用除外分野が、米国、EUと比べて格段に大きい。こ
の点は、来年3月までに踏み込んだ改革が期待される。
- ②各種の寡占的業界において、並行的値上げのような協調的価格設定がしばしば見られる
が、米国、EUでは状況証拠から判断し、カルテルとしてこれを取り締まるケースもあるが、
日本では状況証拠の採用に消極的である。
- ③カルテルに対する違反を抑止するための刑事罰、課徴金、損害賠償のうち、特に損害賠
償制度が機能していない。

(2) 合併規制に関して

合併は審決ではなく、事前指導で処理されているため、規制の透明性に欠き、また判断基
準が一般に示されていない。例えば「市場の範囲」についての考え方が明確ではなく、米
国の客観的な合併ガイドラインとすべきと言われる。ただし、この点については、本年6
月、合併に関する公取委の審査結果の内容が、社名等を伏せる形ではあるが、公表された
ことは大きな前進である。

(3) 企業の対抗関係の規制

①排他行為の規制

企業系列などの排他慣行への規制がほとんど行われていない。

②単独取引拒絶への規制

卸売市場の取引拒絶規制にとどまっており、ハイテク産業施設（地域電話回線、航空予約
システムなど）のアクセス拒絶といった点には適用されていない。

③不当廉売規制、差別価格規制

これらは競争の保護というより、弱小競争者の保護規制に転化している。規制対象を市場
支配的企業に限定すべきである。

⁷ 滝川敏明『日米EUの独禁法と競争政策』青林書院1996年より。

おりしも、本年7月20日に独占禁止法が本格施行されて満50年になった。護送船団体制との歴史的訣別へと大きく舵をきった金融・証券行政と平仄を合わせ、金融・資本市場の競争政策を徹底させていくことの重要性を、この機会に改めて確認したいものである。

(淵田 康之)